狩猟免許を とりませんか

有害鳥獣による農林作物への被害が著しく増加し、深刻な問題となっています。
一方で、狩猟者は減少し、高齢化が進んでいます。狩猟免許を取って狩猟者になりませんか。

狩猟免許試験予備講習会

【日時】7月22日（日）9時～
【場所】県立ふくし交流プラザ
（高知市朝倉戊375－1）
【受講要件】
市内に住所登録している20歳以上の方で、試験合格後、猟友会へ加入すること。
【受講料】無料
市では、狩猟者の確保を目的に、受講料を補助します。
【定員】30人　※先着順
【申込方法】
狩猟免許申請書の原本または写しをご持参の上、7月17日（火）までに産業振興課総務班または香美猟友会事務局まで申し込んでください。
【問い合わせ先】
産業振興課総務班
☎53－1062
香美猟友会事務局
☎53－2188

免許取得補助金

【対象者】市内に住所登録している20歳以上の方で、24年度中に第1種狩猟免許・所持許可免許証を取得できる方。
免許取得後は、予察捕獲班に加入し、有害鳥獣捕獲に継続的に従事できる方。
【補助金額】必要経費の2／3以内（上限額7万円）
※支払いは、免許取得後の精算払い（領収書確認後）になります。必ず講習受講前に、補助申請を行ってください。
【問い合わせ・申込先】
産業振興課総務班
☎53－1062

狩猟免許試験

■猟銃等講習会兼試験
【日時】6月19日（火）・8月21日（火）・10月16日（火）12月18日（火）8時30分～
【場所】高知県警察本部
【申込方法】
講習日の1カ月前から14日前までに警察署で申請手続きを行ってください。
【問い合わせ先】
香美警察署　☎52－0110

■第1種狩猟免許試験
わな猟・網猟免許試験
【日時】
◆第1種狩猟免許試験
7月30日（月）10時～
◆わな猟・網猟免許試験
7月31日（火）10時～
【場所】県立ふくし交流プラザ
【受験料】
初　心　者：5，200円
一部免除者：3，900円
【申込期限】
7月20日（金）必着
【問い合わせ・申込先】
高知県鳥獣対策課
☎088－823－9039
香美猟友会事務局
☎53－2188

報償金も出ます

狩猟者になり、市から捕獲許可を取得し、有害鳥獣を捕獲すると報償金が出ます。

◆平成24年度 報償金（1頭あたり）	
ニホンジカ	10，000円
サル	20，000円
イノシシ	8，000円
ハクビシン・ウサギ	2，000円
カラス	1，000円

※狩猟者以外の方には報償金は出ません。

被害・捕獲報告

市内での平成23年度の有害鳥獣被害および捕獲頭数についてお知らせします。

◆被害状況	
被害報告件数	82件
林業被害	202万2千円
農業被害	828万5千円
漁業被害	600万円
合計※	1，630万7千円

※報告があったものの被害合計額です。

◆捕獲頭数	
ニホンジカ	1，599頭
イノシシ	145頭
サ　ル	24頭
ハクビシン	28頭
ウ サ ギ	26羽
カ ラ ス	29羽
ハ　ト	26羽
カ ワ ウ	11羽
アオサギ	4羽

山に入られる方はご注意を！

有害鳥獣による農林作物被害の軽減を目的として、市内の、鳥獣保護区を除く全域で、銃器・わなでの狩猟を行っています。
山道を歩く際には、目立つ服装や、鈴を携帯するなど、十分に注意してください。
【問い合わせ先】
産業振興課総務班　☎53－1062

森のモリくん　さんれいさんちゃん　©やなせたかし
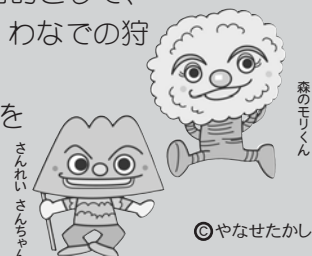
コツ（CO_2）コツ（CO_2）電気削減コンテスト

家庭部門のCO_2排出量の大幅な削減が求められています。香美市地球温暖化対策地域協議会では、**コツ（CO_2）・コツ（CO_2）電気削減コンテスト**を実施します。

参加方法は？
月間電気使用量の削減に取り組んでいただき、6月から8月の**前年同月より使用量が減っている検針票**（コピー可）をFAXまたは郵送してください。台紙は何でもかまいませんが、**住所・氏名・電話番号**を必ず記入してください。上位5名の方に、表彰状・賞品（1等1万円相当の品）をプレゼントします。
結果発表・表彰式
10月頃、香美市健康まつり会場にて

問い合わせ・申し込み先
〒782－8501　※住所記載不要
香美市地球温暖化対策地域協議会
事務局：まちづくり推進課環境対策班
☎53－1061　FAX53－5958

ヒナを拾わないで！！

野鳥のヒナが地面に落ちていることがあります。巣立ち前のときなど、うまく飛べずに落ちるものがいます。しかし、けがをしていなければ、親鳥がエサをあげたり、育てているうちに、少しずつ飛べるようになります。
また、親鳥は人がヒナの近くにいると警戒してやって来られません。ヒナに手を出さず、その場を去りましょう。
なお、けがをしている、希少種など、放っておけないと判断される場合は、ご連絡ください。
※野鳥を許可なく捕らえたり、飼うことはできません。
【問い合わせ先】産業振興課　総務班　☎53－1062

危険物安全週間　6月3日（日）～9日（土）

統一標語『危険物 めざせ完封 ゼロ災害』

ガソリン・灯油等の石油類をはじめとする危険物は、私たちの生活に欠かすことのできないものとなっていますが、取り扱い方法を誤ると、火災等の災害を誘発する危険性を持っています。
危険物安全週間は、危険物に対する意識の高揚および啓発を図り、危険物による事故を未然に防ぐことを目的としています。

☆ご家庭の身近な危険物にもご注意ください!!
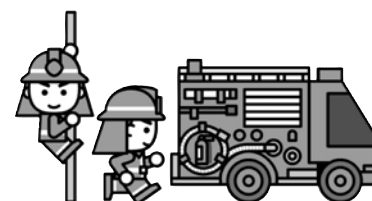
暖房用の灯油だけでなく、ライター・殺虫剤スプレー・卓上コンロのボンベ・ヘアスプレー・マニキュア除光液など私たちの身の回りには、危険物を使用した製品が多くあります。普段の取り扱いや保管方法にも注意が必要ですが、特にゴミとして廃棄する際に中身が入ったまま捨てることは、ゴミ収集車の火災にもつながる危険なことです。ゴミの出し方にも十分注意を払ってください。
また暖房用の灯油などの容器は、地震の際に転倒し飛散しないように備えてください。

【問い合わせ先】消防本部消防課　予防係　☎53－4176